

平成25年度第2回鹿児島市子ども・子育て会議

【開催日時】

平成26年1月28日（火） 15:00～17:15

【開催場所】

鹿児島市教育総合センター3階 青年会館青年第1研修室

【出席者】

○委員 23名

久留委員、前原委員、平嶋委員、福重委員、富永委員、坂口委員、永吉委員、精松委員、河野委員、下田平委員、谷口委員、上野委員、森田委員、北方委員、鬼丸委員、尾前委員、鉾之原委員、脇野委員、東風平委員、白石委員、新城委員、田中委員、十島委員

○鹿児島市

穂園子育て支援部長、徳留保健所長、吉田子育て支援推進課長、児島保健予防課長
中野こども福祉課長、松木田谷山福祉部福祉課長、白濱学校教育課長、岩戸青少年課長
ほか事務局職員

【会次第】

1. 開会
2. 報告事項
 - (1) 子ども・子育て支援事業計画について
 - (2) ニーズ調査の結果（速報）について
3. 議事
 - (1) 「教育・保育の提供区域」について
 - (2) 「第二次かごしま市保育計画」について
4. その他
 - (1) 今後のスケジュールについて
5. 閉会

【会議の内容】

2. 報告事項
(事務局)

前回の会議で委員より、幼稚園と保育所における教育についての本市の考え方について質問をいただいた。教育基本法第11条において、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健全やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないとされており、ここでいう幼児期の教育は、小学校就学前の幼児が、生活するすべての場において行われる教育を指している。幼稚園においては「幼稚園教育要

領」、保育所においては「保育所保育指針」で、ともに、教育の内容について、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域で構成されており、整合性が図られているところである。このことから、この観点に立ち、施設での区分ではなく、本市においても、子どもの育ちにおいて、子どもの健やかな成長を実現し、「子どもの最善の利益」が確保されることを目指し、取組みを進めてまいりたいと考えている。

(委員)

国も検討中であり、指針を計画中である。国が示しているのは、標準教育時間4時間程度という時間の規定もあるし、クラス編成を行うということもあるが、すべての生活の場であるということと少し違いがあると思う。鹿児島市の考えが、学校教育と保育を同じような扱いをする、整合性を持ちながらやっていくということであれば問題ないと思う。

(1) 子ども・子育て支援事業計画について

(事務局)

[資料説明] (資料1～資料4)

(委員)

資料2の保育の必要性で、鹿児島市は1日4時間の15日以上で、月60時間以上を満たさないと利用認定にならないということではないか。

(事務局)

現行では、下限時間は60時間となっている。国は、48時間以上64時間以下の範囲となっている。今後、ニーズ調査の状況等も含めて、検討を加えていくことになる。

(委員)

現在の認定こども園では、幼稚園と保育園が別になっており、保育の必要性のない子どもも幼稚園で預かることができるが、資料をみると2歳児の保育の必要性のない子どもが出てこない。新認定こども園の中では、2歳児の保育の必要性のない子どもは認定は受けられないということか。

(事務局)

現行の幼保連携型認定こども園は、認可されている幼稚園の施設と認可を受けた保育所が一体的に学校教育と保育を提供していくとしている。幼稚園は3歳以上児で、お預かりで2歳児を預かっている。保育所は0歳から5歳児の受入れをしている。3から5歳は一体的に連携して運営をしている。新規の幼保連携型認定こども園は一体施設ということになっており、保育の必要性のない部分については、必須としていない。保育の必要性のある子どもについても0歳から2歳児は必須としない。3歳から5歳は必須とするとなっている。一時預かりについては、国で議論されているので、今のところ詳細には示されていない。

(委員)

資料3の(2)②の職員の有資格者について、資格取得までの経過措置のようなものはあるのか。

(事務局)

国からは経過措置のようなものは示されていない。児童クラブについては、全員が資格を持っていないといけないということではなく、学校の経験や保育士などの経験でもいいとなっているので、すぐに従事できなくなるというものではない。

(委員)

資料2の2ページにある1号認定の幼児期の学校教育の学校教育という言葉はどこから出ているのか。幼稚園教育は幼児教育で、小学校以上を学校教育といい、質的に異なり、今まで積み重なってきた。それを安易に幼児期の学校教育という言葉にしてもいいのかと考えている。もう一つは、新しい制度に移行しなかった幼稚園・保育園への運営面での手当てはどうなるのか。

(事務局)

幼稚園の移行については、幼稚園は新制度に移行しなくていい形もある。幼稚園は、保護者からの保育料と私学助成の一般分と特別分の交付、また、就学就園奨励補助金の3つの収入で構成されている。新制度の施設型給付では、幼稚園、保育所、認定こども園に共通した給付を行うことになっている。移行する幼稚園については、就学就園奨励補助金と私学助成を勘案して一人あたりの単価の給付費を算定するという考え方を持っている。移行しないところについては、国が法律を可決するときの参院の付帯意見に、現行の私学助成等を含めて配慮する旨の意見がついている。移行しない場合には現行の制度がそのまま存続することになる。

(委員)

幼児期の学校教育については、いろいろなところで今のような意見が出ている。なぜこうなっているのかというと、新たな幼保連携型認定こども園が新制度の核として現れた。幼保連携型認定こども園は、学校教育法上の学校であると同時に、児童福祉法上の児童福祉施設でもあるという2つの性格を同時に持っている。現行の認定こども園は、保育園と幼稚園が一体化したというもので、保育園と幼稚園の施設がそれぞれ分かれてあった。新制度の認定こども園は、学校教育の施設であると同時に児童福祉施設であるということ全体を兼ね備えている。認定こども園は、幼稚園でも保育園でもない、新しい保育施設になる。なぜ幼児教育にしなかったのかということについては、学校教育法上の位置付けであるからである。

(事務局)

教育とは、満3歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基

礎を培うものとして、教育基本法第6条第1項に定める学校において行われる教育をいうとなっている。幼保連携型認定こども園においては、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつと規定されている。児童福祉施設としての位置付けとしては、児童福祉法の改正で幼保連携型認定こども園が入ってきている。

(委員)

発達を段階的に捉えがちだが、人間の発達は過程が大事だと思っている。1号、2号、3号というように単純に区分けしていいのかと思っている。保育所の中にも教育はあるし、保育の定義は養護の働きと教育の働きの部分があり、それをどう大人が使い分けるかということに過ぎない。1日の中の4時間、学級編成という形で行うのがという国の考えに疑問を持っている。幼稚園もしっかり教育をしているし、保育所もしっかり教育している。語弊のない言葉の使い方をして欲しいというのが私の希望である。認定こども園については、保育所から移行する園はない。認定こども園のメニューは現在保育所が行っているものばかりである。移行する理由が見当たらない。そういうものが現状である。

(2) ニーズ調査の結果(速報)について

(事務局)

[資料説明](資料5～資料6)

(委員)

国の基本指針に基づいて計画を作るということであるが、資料3の児童クラブのその他の論点で、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたということと、障害児の受入体制の充実、強化を図るということがその他の論点になっている。鹿児島市の調査においても、また私の実感でも女性の就労の状況などを見ると保育所や児童クラブを必要としていく人は増えていくと思う。この指針に従っていくということだが、最終的に鹿児島市子ども・子育て会議が策定する事業計画の中に市の独自の意見がどうふうに反映されるのかが見えにくい。

(事務局)

本来であれば、国が完成されたものを示して、それに基づき市町村が作業していくことが望ましいが、今回は、消費税増税も絡み、国の検討も続いている中で、市町村も同時に検討を進めなければならないという状況がある。国が示したものを最大限委員の皆様にお示しし、意見をいただいたものについては、可能な限り反映していくということは基本的なスタンスである。一方では財源の問題もある。国は、必要な1兆円のうち7千億円しか目途がたっていない。財源のことも見ながら皆様のご意見も尊重し、スケジュールに則って進んでいきたいと思っている。また、数字までお示しし、議論いただくのは次年度の第1回会議を予定している。

(委員)

障害児の受入体制の充実、強化を図るということだが、保育所の中で障害児保育の補助金を国は打ち切り、一般財源化した。しかし、鹿児島市は存続している。そういう姿勢を貫いて欲しいと思うし、もっと強化して欲しいと思う。鹿児島市が計画を立てるが、県は支援計画を立てる。市町村が計画を打ち出し、強力に意見を言わないと県にも国にも伝わらないので、熱い意見を出していけたらと考えている。

(委員)

ニーズ調査の結果が出てきたが、この結果をどう生かしたのかということを示して欲しい。

(事務局)

国は、先週金曜日に作業の手引きを示した。それは、ニーズ調査の結果をどう分析して、事業量を出しなさいというもので、市としては今からその作業を行う。4月中旬に実施予定の会議で、計画の骨子案を示したいと考えている。

(委員)

ニーズ調査がすべてではないと思う。ここに出てこない潜在的な保育の量というものは確実にあると思う。そこもしっかりと認識した上で策定をしていただきたい。

(委員)

ニーズ調査の対象者がランダムではない。対象年齢も恣意的である。これで参考にしているのかと思う。

(事務局)

この調査は、①小学校就学前児童の保護者、②小学校児童の保護者については、住民基本台帳からの抽出調査である。③母子手帳交付者については、国の議論も踏まえ一定期間に調査したものである。

先ほどあった、資料3のことについては、この資料は国の検討状況の資料であり、国の資料の構成をそのまま使っている。「その他」になっているからといって軽んじているものではない。

3. 議事

(1) 「教育・保育の提供区域」について

(事務局)

[資料説明] (資料7)

(委員)

13番目の多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、株式

会社等の参入だと思ふ。これは最終の最終の判断だと位置付けていただきたい。子どもたちの育ちを支える事業なので、できるだけ慎重にお願いしたい。

(2) 「第二次かごしま市保育計画」について

(保育部会長)

(事務局)

[資料説明] (資料 8、8-1)

(委員)

27 年度への対応の中で、既存保育所による施設整備ほかとなっているが、この「ほか」は何を意味しているのか。整備方針の中では、既存保育所による保育所の増築・分園の整備、新たな幼保連携型認定こども園の創設及び小規模保育事業による整備となっているので、「ほか」ではなく、新たな幼保連携型認定こども園による整備と入れた方がいいと思う。

(事務局)

整備は、既存保育所による保育所の増築・分園の整備、新たな幼保連携型認定こども園の創設及び小規模保育事業による整備を基本に考えている。整備方法については、保育所や私立幼稚園からの要望等を踏まえ別途検討するということから、「ほか」という言葉を使っている。

先ほどあった私立保育所、私立幼稚園の移行については、昨年 8 月に調査をしている。私立保育所については、移行の意向はなかった。幼稚園については、64 園中、移行したい 40 園、検討中 10 園、未定 12 園、移行しない 2 園となっていた。移行したい 40 園のうち、新たな幼保連携型認定こども園 28 園、幼稚園型認定こども園 11 園、未定 1 園であった。これは公定価格が示される以前の調査であったが、国としては今年 6 月には公定価格の提示を行うということであるので、その後、施設の意向調査を実施したいと考えている。

(委員)

保育所については、自分の住んでいるところだけでなく、職場に近いところに預けたいなどあると思うが、そういうところまで調べたのか。

(事務局)

鹿児島市では、どこに住んでいる人が待機児童になっているか、どこに住んでいる子どもがどこの保育所に行っているかということを一人数ずつ見たうえで、その地域に必要な保育量を出している。

(委員)

27 年度に向けて、幼稚園は 26 年度の早い時期に決めていただかないと 27 年度の募集が始まる。新たな認定こども園では、0 歳、1 歳、2 歳も入る。市の方で、利用定員を

決めていくので、早めに対応をしていただきたい。

(委員)

保護者の皆さんはこういう制度が変わるということを知らないと思う。そういう保護者にどのようにこれから説明をするのかお伺いしたい。

(事務局)

市民の皆様への周知は非常に大事だと考えている。国でも議論が進んでいるが、一定の方向が出た段階で周知を図りたいと考えている。また、計画については、来年度パブリックコメント手続きで市民の皆様の意見を聴く機会を設けたいと考えている。そういう場も利用して周知を図りたい。

(委員)

資料9のスケジュールによると26年9月から認定こども園の設置認可が始まるとなっている。あと8カ月しかない。保護者も1号認定、2号認定などを知らない。混乱が起きると思う。

(事務局)

国としては、政省令については3月までに作成し、公布したいとしており、各自治体も条例制定を含め取り組むよう、先週金曜日の国の説明会でも説明があった。条例の整備、事業者、施設への周知、説明、保護者への周知も含めて、早め早めに取り組みたいと考えている。

(会長)

きちんと見通しを立てて進めていただきたいと思う。それでは、議事1、議事2とも認めていただけるということでもいいか。

～「異議なし」の声～

(会長)

そのように確認する。

4. その他

(1) 今後のスケジュールについて

(事務局)

[資料説明] (資料9)

5. 閉会